

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度は、憲法に保障する「住民自治」が機能するために不可欠の制度です。すなわち、市政は、住民自治の理念に基づき、市民の信託を受けて行われるものであり、市は信託者（主権者）である市民に対して、その諸活動について説明する責務（説明責任）を負っています。換言すれば、市民は市政に関して「知る権利」を有しているといえることができます。

この説明責任を果たし、市民の「知る権利」を保障していくためには、市が保有する情報を市民に積極的に公開していく必要があります。情報公開制度により情報を共有した市民は、適正な意見を形成し、市政を監視できるようになるとともに、市政への積極的な参加もまた可能となります。

アメリカ合衆国憲法の起草者の一人であり、「アメリカ憲法の父」と呼ばれるジェームズ・マディソンが「人民が情報を持たず、情報を入手する手段を持たないような人民の政府というのは、喜劇への序章か悲劇への序章か、あるいはおそらく双方への序章にすぎない。」と述べているように、情報公開制度は、市民参加の前提条件であり、住民自治、住民の自律を促進する機能を果たすほか、公正で民主的な市政の進展に大きく寄与するものです。

情報公開制度は、狭義では、市の機関等に対して、その保有する情報（公文書）を市民の請求に応じて公開することを義務付ける**公文書公開制度**を意味しますが、広義では図1のとおりです。

公文書公開制度においては、公開請求に係る公文書を公開しない旨の市の決定は、当該公文書に非公開情報が記録されているときにのみ許され、当該決定に対しては、不服申立てや訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されています。

このように、公文書公開制度は、広義の情報公開制度の中で重要な役割を果たすものですが、市民が公開請求をしない限り公開されないこと、公開請求者のみに公開されるためその広報的效果が期待できないこと等の制度的な限界もあります。

そこで、市民に対する説明責任を十分に果たしていくためには、公開請求を待つことなく市が保有する情報を積極的に公表・提供するなど、情報公開の総合的な推進を図ることが必要です。

図1 広義の情報公開制度

制 度 の 名 称	制 度 の 内 容	特 徴
公文書公開制度 【狭義の情報公開制度】 (条例第5条～第19条)	市民からの請求に応じ、市が保有する情報（公文書）の公開を義務付ける制度	原則公開 市民主導
情報公表施策 (条例第36条)	法令等の定めるところにより、義務的に特定の情報を広く市民に公表する施策	行政の任意性の排除
情報提供施策 (条例第37条)	市民からの請求の有無にかかわらず、市が保有する情報を自主的・任意的に市民に提供する施策	行政主導
附属機関等の会議の公開 (条例第38条)	会議の公正な運営を図り、市民が市政へ参加する機会を拡充するため、会議を原則公開	無形情報の公開

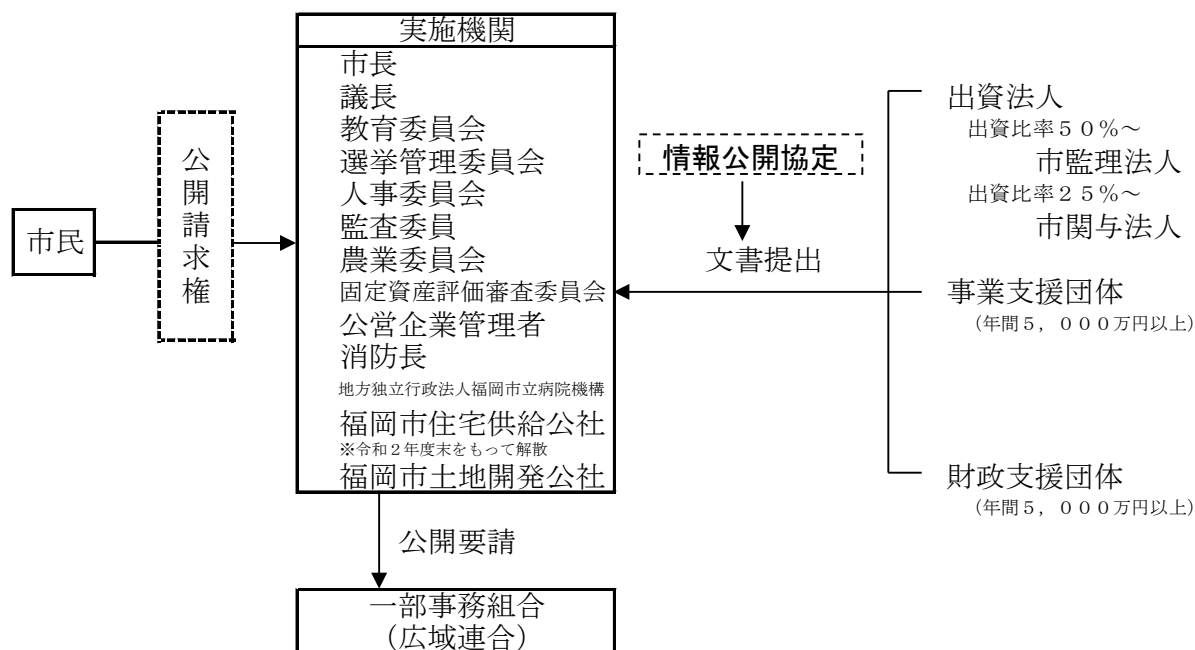
2 本市の情報公開制度のあゆみ

昭和59年5月	市の局長級等を委員とする「福岡市情報公開調査研究委員会」を設置し、本市にふさわしい情報公開のあり方についての検討を行う。
昭和61年10月	福岡市情報公開調査研究委員会が「福岡市情報公開研究報告書」を取りまとめる。
昭和62年2月	市民及び学識経験者で構成する「福岡市情報公開懇話会」を設置し、本市における情報公開のあり方について調査検討を行う。（全体会議3回、小委員会6回開催）
同 9月	福岡市情報公開懇話会が「福岡市の情報公開制度に関する提言」を行う。
昭和63年3月	福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号）を公布する。
同 10月	同条例を施行する。
平成11年4月	公文書の公開に係る閲覧手数料を無料とする。
平成13年3月	福岡市情報公開審査会に福岡市における情報公開制度のあり方について諮問する。
同 10月	福岡市情報公開審査会が審議内容を中間的に取りまとめ、市民の意見を募集する。
同 12月	福岡市情報公開審査会が福岡市における情報公開制度のあり方について答申する。（会議を公開して審査会を8回開催）
平成14年3月	福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）を公布する。
同 7月	同条例を施行する。
平成22年3月	実施機関に地方独立行政法人福岡市立病院機構を加えるため、同条例を一部改正。
平成24年3月	地方自治法の一部改正に伴い、同条例を一部改正。
平成27年3月	行政不服審査法の一部改正に伴い、同条例を一部改正する。
令和3年3月	福岡市土地開発公社の解散に伴い、実施機関から同公社を除外するため、同条例を一部改正。（同年4月施行）

3 本市の情報公開制度の概要

(1) 本市の情報公開制度の特徴

拡大型情報公開制度



(2) 公文書公開制度

公文書公開制度は、市民からの請求に応じて、市の機関等に対してその保有する公文書の公開を義務付ける制度です。

公文書公開制度の主な内容は、以下のとおりです。

① 目的（条例第1条）

- ア 市民の知る権利を具体化する。
- イ 市民に説明する市の責務が全うされるようにする。
- ウ 市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資する。

② 実施機関（条例第2条第1号）

市長、議長、教育委員会等の行政委員会、監査委員、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社※が実施機関となっています。

③ 公文書（条例第2条第2号）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（組織共用文書）が対象となっています。

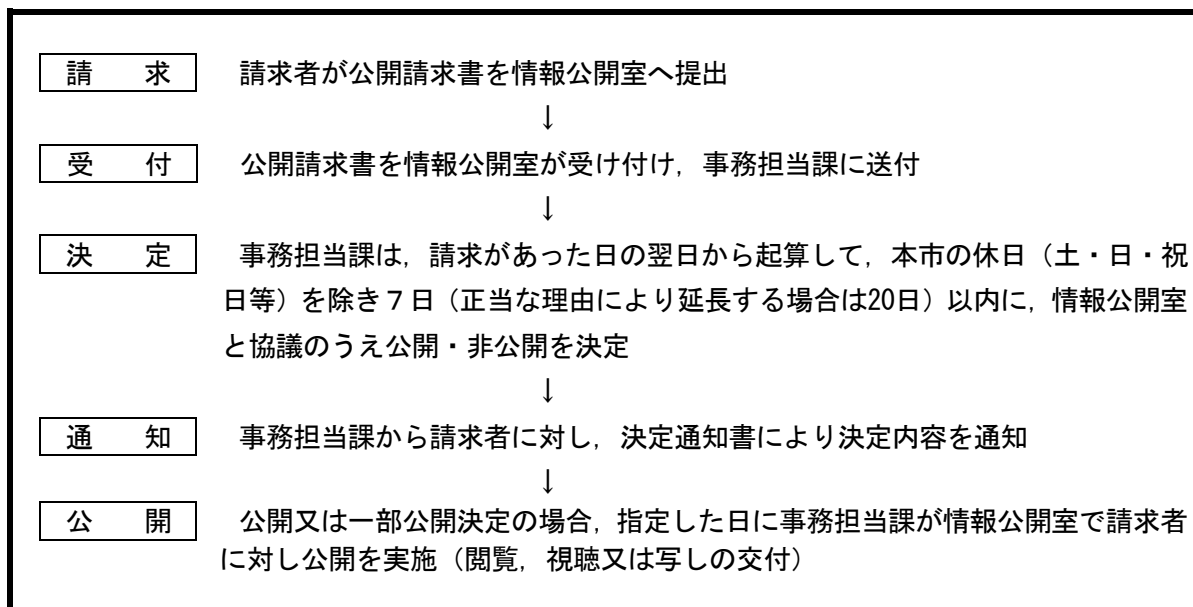
④ 実施機関の責務（条例第3条）

市民の公開請求権を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないとしています。

※ 福岡市土地開発公社の解散に伴い、令和3年3月31日をもって実施機関から同公社は除外されている。

- ⑤ 公開請求権者（条例第5条）
「何人も」公文書の公開を請求することができます。
- ⑥ 公開請求の手続（条例第6条）
図2のとおり

図2 公開請求の手続（請求から公開までの流れ）



- ⑦ 原則公開義務（条例第7条）
次に掲げる情報（非公開情報）を除き、公文書を公開しなければならないこととしています。

<非公開情報>

ア 個人情報（第1号）

個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体等を保護するため、又は市の説明責任を果たすため、例外的に公開する情報があります。

イ 法人等事業情報（第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等。ただし、人の生命、身体等を保護するため、例外的に公開する情報があります。

ウ 生命等保護情報（第3号）

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

エ 審議、検討又は協議に関する情報（第4号）

市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であ

って、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

オ 行政運営情報（第5号）

市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

カ 法令秘情報（第6号）

法令等若しくは福岡市議会会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

⑧ 部分公開（条例第8条）

非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分以外を公開しなければならないこととしています。

⑨ 公文書の存否に関する情報（条例第10条）

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることとしています。

⑩ 公開決定等の期限（条例第12条及び第13条）

図3のとおり

図3 公開決定等の期限

	公 開 決 定 等 の 期 限
1 原 則 (条例第12条第1項)	公開請求があった日の翌日から起算して、本市の休日（土・日・祝日等）を除き7日以内に公開決定等をしなければならない。
2 正当な理由がある 場合 (条例第12条第2項)	事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、上記1の期間を、公開請求があった日の翌日から起算して、本市の休日（土・日・祝日等）を除き20日を限度として延長することができる。
3 大量請求の場合 (条例第13条)	公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき上記2の期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。

⑪ 費用の負担（条例第18条）

公文書の写しの交付を受ける者は、その費用を負担しなければなりません。
用紙に複写する場合、モノクロ1枚（片面）10円、カラー1枚（片面）30円。

⑫ 福岡市情報公開審査会への諮問等（条例第20条）

非公開決定等について不服がある者は、不服申立てをすることができ、審査庁等は、当該不服申立てがあった日の翌日から起算して30日以内に情報公開審査会に諮問しなければならないこととしています。

また、審査庁等は、情報公開審査会の答申を受けたときも、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、不服申立てに対する裁決等をしなければならないこととしています。

⑬ 福岡市情報公開審査会（条例第23条）

情報公開制度の適正な運用を図るために置かれた附属機関（地方自治法第138条の4第3項）で、所掌事務は以下のとおりです。

ア 実施機関の諮問に応じ、公開請求に係る不服申立てについて調査審議すること。

イ 情報公開制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

ウ 情報公表施策、情報提供施策及び公文書の管理に関することについて、実施機関に対し、報告を求め、及び意見を述べること。

(3) 情報公開の総合的な推進

情報の公表・提供施策について定めるとともに、附属機関等の会議の公開、出資法人等の情報公開及び地方公共団体の組合への協力要請を定め、情報公開の総合的な推進を図っています。

情報公開の総合的な推進に関する内容は、以下のとおりです。

① 市の責務（条例第35条）

市は、情報の公表・提供施策の拡充を図り、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得ることができるよう、情報公開の総合的な推進に努めなければならないこととしています。

② 情報公表施策（条例第36条）

ア 実施機関が公表すべき情報

a 市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画

b aの情報に係る中間段階の案

c 市が行う主要な事務又は事業の実施状況に関する情報

d 附属機関又はこれに類するものの答申、報告書、議事録、会議資料等

e 実施機関が同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開した情報であって、市民の利便又は行政運営の効率化に資すると認められるもの

f その他実施機関が定める市政に関する情報

イ 上記bの情報を公表する場合においては、広く市民の意見等を求め、当該意見等及びこれに対する実施機関の考え方を公表するよう努めなければならないこととしています。（パブリック・コメント手続）

③ 情報提供施策（条例第37条）

実施機関は、その有する広報手段を充実させ、及び広報媒体を積極的に活用するとともに、市が説明責任を果たすために必要な情報を市民へ提供するよう努めるものとしています。

④ 附属機関等の会議の公開（条例第38条）

附属機関等の会議は、これを公開するものとしています。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき等は、例外的に非公開とする場合があります。

⑤ 出資法人等（図4）の情報公開（条例第39条）

ア 出資法人等の責務

出資法人等は、その経営状況その他の情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとしています。

イ 実施機関の責務

実施機関は、出資法人等に対し、情報公開を推進するために必要な助言、指導等を行うとともに、法令等の規定に基づき、出資法人等の文書を積極的に収集するよう努めるものとしています。

ウ 情報公開協定の締結

実施機関及び出資法人等は、出資法人等に関する文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、情報公開に関する協定を締結するよう努めるものとしています。

⑥ 地方公共団体の組合への協力要請（条例第40条）

実施機関は、市が加入する地方公共団体の組合に対し、その保有する情報を公開するよう協力を要請するものとしています。

図4 出資法人等の区分

区 分	内 容
市 監 理 法 人	市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人及び市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している法人
市 関 与 法 人	市が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上2分の1未満を出資している法人
財 政 支 援 団 体	当該年度において、市から5,000万円以上の額の補助金、交付金又は負担金の交付を受け、又は受けようとする法人その他の団体
事 業 支 援 団 体	市がその設立に関与した団体（法人を除く。）のうち、当該年度において、市が当該団体の活動の経費として5,000万円以上の額を負担し、かつ、職員を派遣する等の人的支援を行っているもの

4 情報公開に関する市民の利用窓口

市庁舎2階に情報公開室を設け、情報公開に関する案内、相談、公文書公開請求書の受付等を行っています。